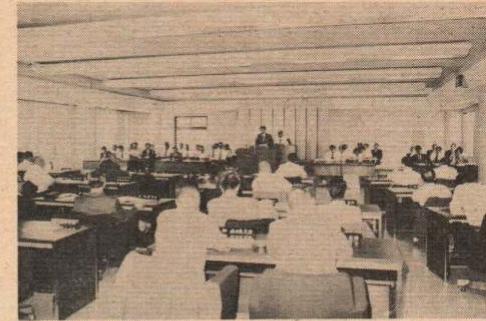


9月定例市議会

墓園条例など27議案を可決

- ◇ 9月定例市議会は9月1日から9月13日までの13日間にわたって開会されました。
- ◇ 今定例会では、52年度一般会計及び特別会計の補正予算案をはじめ小柄沢墓園に関する条例案や国民健康保険条例の一部を改正する条例案など26件の議案を含め、水道及び病院の事業会計51年度決算の認定など、全部で31件を提出し、2つの決算については閉会中に継続審議することにしたほかは、いずれも原案どおり可決されました。
- ◇ また、6月定例会から引き続き担当委員会で閉会中審査されていた都市公園条例案についても今定例会において可決されました。



一般会計に

3億3,944万円を追加

52年度一般会計に3億3,944万円が追加され、一般会計の総額は歳入歳出それぞれ76億9,651万2千円になりました。

歳入 の追加では、51年度からの繰越金が1億6,045万3千円と最も多く、次いで市税の6,252万8千円、それに市債の4,630万円などとなっています。

歳出 では、市道の改良舗装工事費などを計上した土木費の1億6,876万8千円を筆頭に、教育費の4,843万2千円、それに上水道事業への助成費を計上した諸支出金の2,746万1千円、そのほか災害復旧費の2,522万7千円などとなっています。

墓園条例を制定

小柄沢に造成中の墓園の一部がこのほど完成したことにより、今定例会でその

設置及び管理に関する条例が制定されました。

同条例では、墓園の名称を「大館市小柄沢墓園」と定め、墓地の永代使用をするための資格や使用許可等についてを定め、永代使用料や管理手数料など必要事項については規則で定めることにしております。

今回完成した墓地440区画の使用者の募集は1面でのお知らせどおり今月11日から行います。

公園条例を制定

市内には桂城公園をはじめ、各児童公園、それに運動公園など12の公園がありますが、これらの公園の管理運営を明確にするために「大館市都市公園条例」が新しく制定されました。

この公園条例のなかから、公園内の行為の制限など主なものについてお知らせします。

<行為の制限としては>

公園内で、行商、募金、興業、競技会展示会、博覧会、それに花火、のろしなど火気を使用する場合などには、市長の

許可を受けなければなりません。

<行為の禁止としては>

公園内の竹木の伐採、植物の採取、鳥獣類の捕獲、殺傷や、はり紙などの広告の表示、それに車馬の乗り入れ、汚物の投棄、その他公園をその用途外に使用することなどとなっています。

また、公園を使用又は占用する場合の使用料及び占用料については、次表のとおりです。ただし昭和52年度中は従来どおり使用料等は徴収しないことになっています。

<公園占用料>

使用期間の区分	使用料1m ² につき
1年以上のとき	1年 70円以内
1年未満のとき	1月 10円以内

<公園占用料>

占用の行為区分	占 用 料	占用の行為区分	占 用 料
行商、募金その他 これに類する行為	1人 1日につき 100円	競技会、展示会、 博覧会、その他これに類する集合催し	1ヶ月につき 1日 30円
業としての写真の 撮影	1人 1日につき 200円	花火、のろしの打 上げ行為	
業としての映画の 撮影	1日につき 4,000円	その他の占用	
興業	1m ² 1日 30円		

9月定例会

議会だより

9月定例会

議会事務局では、市の広報に「議会だより」の欄を設けて市民の皆様に定例市議会で議決された議案や採択された請願陳情及び一般質問などについてお伝えすることになりました。

今回は9月定例市議会についてお伝えします。

(議案等)

- ◆損害賠償の額を定めることなど専決処分2件 (承認)
- ◆昭和52年度各会計補正予算案9件 (原案可決)
- ◆議会の議決に付すべき契約および財産の取得、処分条例の改正 (原案可決)
- ◆市役所出張所設置条例の改正 (原案可決)
- ◆議員の報酬、費用弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆議会等に出頭する証人、公聴会に参加した者の実費弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆市長等の給与、旅費条例の改正 (原案可決)
- ◆市職員等の旅費条例改正 (原案可決)
- ◆非常勤特別職の報酬、費用弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆議会の議員、非常勤職員の公務災害補償等の条例の改正 (原案可決)

- ◆国民健康保険条例の改正 (原案可決)
- ◆小柄沢墓園条例 (原案可決)
- ◆都市計画事業特別会計条例 (原案可決)
- ◆公民館使用条例の改正 (原案可決)
- ◆市道路線の認定、変更、廃止 (原案可決)
- ◆広域市町村圏組合規約の変更 (原案可決)
- ◆都市公園条例 (6月定例会から継続審議されていた議案) (原案可決)
- ◆人権擁護委員候補者の推せん (原案異議なし)

- 以上のほか、次の決算については、担当委員会で閉会中に審査することになりました。
- ◆昭和51年度水道事業会計決算
 - ◆昭和51年度病院事業会計決算
 - ◆一般質問

(一般質問)

- 9月5、6日の2日間にわたって一般質問が行われ、西村久平、湯瀬勝衛、畠山勝蔵、大坂谷征志、黒田常人の5議員が、市政をとりまく諸問題について市の方針をただしました。その主なものは、次のとおりです。
- ◆大型店の出現と地域経済社会との関係について
 - ◆市立病院のあり方とその問題点について
 - ◆教育行政について

- ◆国保事業と保健活動について
- ◆都市計画問題 (将来的展望、道路計画排水路整備)について
- ◆地方財政の現況と今年度の財政見通しについて
- ◆教育問題 (栗盛図書館の改築、少年非行の防止対策、校舎の防火対策)について
- ◆道路行政 (農村部の道路整備舗装、大橋の歩道設置)について
- ◆高額医療費の貸付制度について
- ◆防災対策 (火災死亡事故対策、水害対策)について
- ◆福祉事務所の場所の問題について
- ◆市長の政治姿勢は、もっと柔軟であるべきではないか
- ◆広域圏組合の事業は、先に母体である自治体で先議すべきではないか
- ◆選舉管理の改善について
- ◆都市計画税について
- ◆公設卸売市場の問題について
- ◆二井田地区のハエ対策について
- ◆乱川の改修について
- ◆一中などマンモス校の第2体育館建設について
- ◆地方財政 (地方交付税の引上げ、超過負担の解消等)について
- ◆大型店問題と高層建築対策について
- ◆御成町一丁目の東側開発について
- ◆公民館活動と町内会活動の助成について

て
◆稲作の状況と余り米対策について
◆獅子ヶ森地域の問題点について
◆米作の減反転作について
◆農村総合整備事業について
◆農村部落の特設消防隊について

(意見書)

今定例会では、議員提案にかかる次の意見書も決定されましたので、それらの関係機関に要望することにしました

- ◆不況克服に関する意見書 (提出先・総理、大蔵、自治各大臣)
- ◆物価問題に関する意見書 (提出先・総理、大蔵、農林各大臣)
経済企画庁、総務各長官)

(採択された請願、陳情)

- ◆(昭52) 市道舗装工事の促進 (飼飼地内)
- ◆(昭52) 市道の改良及び舗装 (小柄沢内新道)
- ◆(昭52) 市道の舗装 (赤館町内)

(閉会中(継続)審査事件)

別項の決算2件をはじめ、請願、陳情併せて45件は、いずれも閉会中に担当委員会で審査することになりました。

防犯運動

10月
11月
○スローガンあなたのお愛車、自転車に力技をかけて
お出かけはひと声かけて力技をかけて
まいよう